

安 否 確 認 シ ス テ ム

提 供 業 務 仕 様 書

- 1 目的 地震発生時に、職員の安否や出勤の可否等を早急に確認し、迅速な初動体制の構築等を支援する。
- 2 件名 安否確認システム提供業務
- 3 利用期間 令和7年10月1日から令和11年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）ただし、契約締結の日から令和7年9月30日までは、システム提供準備期間とする。
- 4 利用者・システム管理者数
 - (1) 利用者

正規職員	約2,500名
会計年度任用職員等	約3,000名
合計	約5,500名
 - (2) 管理者（利用者数の内数）
 - ①システム管理者 1名以上
 - ②所属管理者 約550名
- 5 安否確認システム（以下「システム」という。）機能要件
 - (1) 利用環境について
 - ①安否状況や集計結果等を確認できるインターネット回線を利用した暗号化通信対応の本市専用のシステム管理者用Webサイト（以下「システム管理者用Webサイト」という。）及び安否確認配信用のメールアドレス等を登録するための利用者用Webサイト（以下「利用者用Webサイト」という。）があること。
 - ②システム管理者用Webサイト及び利用者用Webサイトを以下の環境で利用できること。
 - ア. スマートフォン・タブレット等：Android 11.0以降のOS及びiOS 16.0以降のOSにおけるブラウザ

イ、フィーチャーフォン

ウ、パソコン：Microsoft Edge、Google Chrome

③1年365日、1日24時間サービス利用が可能であること。

(2) 安否確認の配信について

- ①指定した震度（震度5弱以上を予定）を奈良県内で観測したとき、システムに登録されている全利用者を対象に安否確認を一斉に自動配信できること。また、当該震度の要件を変更する必要が生じた場合、契約金額に変動なく設定変更が可能であること。
- ②手動で安否確認を配信することが可能であること。
- ③安否確認の配信が利用者に到達した場合は、電子メール、専用スマートフォンアプリケーション又はLINEにより通知されること。
- ④利用者1名につき、2つ以上の安否確認配信用の電子メールアドレスを利用者用Webサイトから登録できること。また、複数の安否確認配信用電子メールアドレスに対して同時に安否確認の配信ができること。
- ⑤利用者は随時、利用者用Webサイトにおいて安否確認配信用電子メールアドレスの変更・削除が可能であること。
- ⑥1回の安否確認の配信につき「安否状況・出勤可否」など少なくとも2つ以上の質問を問えること。
- ⑦安否確認の配信は何度でも行うことができ、また配信回数によって契約金額が変動しないこと。
- ⑧未回答の利用者に、安否確認の再度配信をできるように設定可能であること。なお、利用者のメールアドレスに不備があり、受信エラーとなっている場合には、その旨の確認が可能であること。

(3) 安否確認の配信に対する回答について

- ①安否確認の配信に対する回答は、(2)③に掲げるいずれの通知からでも行えること。
- ②安否確認の配信に対する回答は、自由記述ではなく、複数の選択肢から該当する項目を選択する方式により行えることとし、回答の選択肢は5つ以上登録できること。
- ③利用者がシステムを通じて回答ができない場合、管理者が代理回答を行う機能を有していること。

(4) 安否確認の配信に対する回答結果の集計について

- ①管理者はスマートフォン・フィーチャーフォン・パソコンのいずれの端末からでも管理者用Webサイトにログインでき、利用者の安否状況及び集計結果を確認でき、また代理回答ができること。
- ②システムに登録した組織情報の階層毎に回答内容の確認・集計ができること。
- ③安否確認の集計結果及び個別の回答内容をCSVなど一般的なファイルフォーマットの

データで出力できること。

- ④各利用者からの回答内容は速やかに集計結果に反映され、常に最新の集計結果を確認できること。
- ⑤安否確認の配信を確認していない利用者について集計できること。(メールのみの利用者を除く。)

(5) 利用者用Webサイト上に投稿できる機能(以下「掲示板機能」という。)について

- ①掲示板機能は、システム管理者、所属管理者及びその他の利用者が随時、利用者用Webサイト上に投稿できるものとする。
- ②掲示板機能には、ファイルの添付機能は必須としない。
- ③掲示板機能には、内容ごとに投稿ページを分けることができるスレッド機能があること。

(6) 利用者に対してメッセージを送信する機能(以下「メッセージ機能」という。)について

- ①管理者は随時、任意の組織に対してメッセージ送信を行えること。また、安否確認の配信に対する回答種別ごとに利用者を選択してメッセージ送信を行えること。
- ②メッセージ機能には、ファイルの添付機能は必須としない。
- ③メッセージが利用者に到達した場合は、電子メール、専用スマートフォンアプリケーション又はLINEにより通知されること。

(7) システム管理者の権限について

- ①システム管理者は利用者情報及び組織情報を一括又は個別に登録・変更・削除できること。なお、一括での処理をする場合には、システム管理者用WebサイトからCSVなど一般的なファイルフォーマットのデータをアップロードする方法によりその処理を行えること。
- ②利用者1名につき、5つ以上の組織所属をシステムに登録できるものとし、その際の登録処理は①と同様の方法で行うことができること。
- ③組織情報は4階層以上でシステムに登録できるものとし、その際の登録処理は①と同様の方法で行うことができること。
- ④システム管理者は随時、全利用者又は任意の組織に所属する利用者に対して手動で安否確認の配信及びメッセージ送信を行えること。
- ⑤システム管理者は当初の安否確認の配信に対する回答が未達のものだけを指定して、再度安否確認を一斉に配信できること。(以下「未達再送配信」という。)
- ⑥システム管理者は利用者全員の回答状況を確認できること。
- ⑦システム管理者は、各所属の管理職員等に所属管理者としての権限を設定できること。

(8) 所属管理者の権限について

- ①システムを利用せず、電話連絡などで安否確認がなされた場合、所属管理者がその内容を代理回答できること。
- ②所属管理者は所属内の利用者全員の回答状況を確認できること。
- ③所属管理者は随時、所属内の利用者全員に対してメッセージ送信を行えること。

(9) 付加機能・サービスについて

- ①システム管理者が(7)①の処理を行うにあたり、本市が保有する利用者情報及び組織情報に何らかのデータ加工(システムが求めるデータ仕様に合わせて変換する等)が必要な場合は、円滑な利用を図るためのツールを受注者がシステムとは別に準備し提供すること。
- ②利用者が登録する電子メールアドレスは、システム管理者及び所属管理者において閲覧できないこと又は閲覧できないよう設定できること。
- ③利用者の位置情報を取得できないこと又は取得できないよう設定できること。
- ④受注者は、利用者及びシステム管理者向けに、スマートフォン・フィーチャーフォン・パソコンにおける操作マニュアルを作成し、システム内にデータを格納又は電子媒体で本市に提出すること。
- ⑤障害対応等に係るシステム管理者向けの問い合わせ窓口を設置すること。
- ⑥システム運用に係る必要な情報の提供を行い、助言を求められた場合は速やかに対応すること。
- ⑦受注者におけるサーバ機器及びサーバ機器等で使用しているOS等について、機器の更新、OS等のバージョンアップ及びアップデートに要する費用、その他メンテナンスに要する費用は本市に一切請求しないこと。
- ⑧本仕様書に記載の無い機能やサービスであっても、システムに標準機能として具備されている機能やサービスについては制限することなく使用できること。
- ⑨本市が現在利用しているシステムに登録された利用者情報及び組織情報を適切に引き継ぐために必要な作業又は助言を行うこと。

6 システムセキュリティ要件

- ①アクセスログを取得していること。
- ②データセンターが日本国内にあること。
- ③データセンターが本市から遠隔地にあること。
- ④データセンターはDDoS攻撃対策、OS・ミドルウェアのパッチ管理等が適切になされていること。
- ⑤データセンター内は常駐要員もしくは監視カメラによる監視が行われていること。
- ⑥従業員に対して、事故発生時の教育・訓練が定期的に行われていること。
- ⑦1年365日、1日24時間運用可能であること(保守作業による停止は1~2回/年)

とし、計画的に行っていること)。

- ⑧データセンターへの入退室管理が適切であること。
- ⑨事故予防策が策定され、適切に運用されていること。
- ⑩事故発生時・発生後の対策が策定され、訓練の結果が反映されていること。
- ⑪システム管理者用Webサイト及び利用者用Webサイトは改ざん防止対策が施されていること。
- ⑫データセンターが自社直営又は受注者の立ち入りが可能であり、システム障害発生時に速やかに対応できること。

7 その他特記事項

本仕様に基づくすべての作業において、本市が提供した情報を第三者に開示又は漏えいしないこと。